

交通事故用  
被害者の手引

# 交通事故にあわれた方へ



けいしちょう

## はじめに

この小冊子は、交通事故にあわれた方やそのご家族に

- 被害にあったことで、心身にどのような反応が起きて、どう対応したらよいか
- 捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか
- 捜査上、被害者やご家族にどのようなお願いをするのか
- 損害賠償などの民事上の問題解決は、どうしたらよいか
- 自動車保険とは、どのようなものか
- 被害者やご家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか

などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安を少しでも解消できればと考えて作成したものです。

「事故にあったことが本当であるのか信じられない。」「どうしたらよいか分からない。」などの心の問題もあるでしょう。時には、経済的な問題が起こることもあるでしょう。

しかし、こうした問題に被害者自身やご家族だけで立ち向かわなければならぬというわけではありません。

折りにふれ、この小冊子に必要な事柄を記入の上、掲載されている各種支援制度や相談窓口などをご覧いただき、利用していただくことによって、各種手続がスムーズに進み、悩みや問題解決の一助になればと願っております。

また、関係機関においても、相互に連携を図り、問題解決に取り組んでいきますので、どうぞ安心してご相談ください。

法律用語とは若干異なる記載もありますが、趣旨をご理解の上、ご活用いただければ幸いです。

**もう一度あなたの笑顔を見たいから  
～相談してみませんか～**



# 目次

|    |  |    |
|----|--|----|
| 1  | 被害にあったことで、心身に様々な反応が起こることがあります。-----              | 1  |
| 2  | 一般的な刑事手続は、次のように進みます。-----                        | 3  |
|    | ○捜査活動の段階   |    |
|    | ○起訴・不起訴の処分を決める段階                                 |    |
|    | ○裁判の段階   |    |
|    | ○刑事手続の流れ   |    |
|    | ○少年事件の手続   |    |
|    | ○告訴  |    |
| 3  | 被害者やご家族には、捜査へのご協力をお願いすることがあります。-----             | 8  |
|    | ○事情聴取  |    |
|    | ○証拠品の提出  |    |
|    | ○現場検証（実況見分）への立会い                                 |    |
|    | ○裁判所への出頭（裁判で利用できる制度）                             |    |
| 4  | 警視庁には、警察での捜査の経過等をお知らせする制度があります。-----             | 10 |
|    | ○被害者連絡制度   |    |
|    | ○加害者の運転免許の行政処分について                               |    |
| 5  | 刑事裁判に参加する制度などがあります。-----                         | 12 |
|    | ○被害者参加制度   |    |
|    | ○被害者国選弁護制度                                       |    |
|    | ○損害賠償命令制度  |    |
| 6  | 事件や裁判、犯人の状況を知る等の制度があります。-----                    | 13 |
|    | ○被害者等通知制度  |    |
|    | ○被害者等相談室、犯罪被害者支援室                                |    |
| 7  | 少年による事件の被害者等には、次のような制度があります。-----                | 14 |
| 8  | 刑務所や少年院などには、心情等の聴取・伝達制度があります。-----               | 15 |
| 9  | 東京保護観察所には、心情等聴取・伝達制度などがあります。-----                | 16 |
| 10 | 損害賠償などの民事上の問題解決には、次の方法があります。-----                | 17 |
|    | ○示談  |    |
|    | ○調停  |    |
|    | ○訴訟（裁判）  |    |
|    | ○損害賠償問題解決の過程                                     |    |
| 11 | 自動車の保険制度は、このようなものです。-----                        | 19 |
|    | ○自賠責保険（自賠責共済）                                    |    |
|    | ○任意保険（対人賠償保険）                                    |    |
|    | ○任意保険（対物賠償保険）                                    |    |
| 12 | 自賠責保険の損害賠償額の請求には、短期時効があります。-----                 | 21 |
| 13 | ひき逃げ事故・無保険事故にあった場合、政府の保障があります。<br>（政府の保障事業）----- | 22 |
| 14 | 経済的に援助する制度や団体があります。-----                         | 23 |
|    | ○日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）                       |    |
|    | ○公益財団法人 交通遺児育英会                                  |    |
|    | ○公益財団法人 交通遺児等育成基金                                |    |
|    | ○ナスバ（独立行政法人 自動車事故対策機構）                           |    |
| 15 | 税法上の軽減措置があります。-----                              | 25 |
|    | ○申告納付期限の延長                                       |    |
|    | ○所得控除  |    |
|    | ○納税緩和措置  |    |
| 16 | 都営住宅の入居における優遇抽せん制度があります。-----                    | 26 |
|    | ○犯罪被害者世帯   |    |
| 17 | 警視庁には、被害者やご家族のための相談窓口があります。-----                 | 27 |
| 18 | 被害者の様々なサポートをする支援機関があります。-----                    | 28 |
| 19 | 各種相談窓口の紹介-----                                   | 29 |

# 1 被害にあったことで、心身に様々な反応が起こることがあります。

事件・事故の被害者になったり、身近な方が被害に巻き込まれたりすると、著しいストレスから心身の不調や特異な反応が出現することがあります。個人差がありますが「誰にでも起こりうるものである」ということを理解してください。

周囲の方々は、急かすことなく、温かい目で見守るとともに、必要に応じて支援の手を差し伸べてください。

## 被害者・ご家族に出現しやすい心身の不調や特異な反応

- 眠れなくなったり、途中で目が覚めやすくなったり、悪夢が増えたりする
- 食事量が大幅に減ったり増えたりする
- 感情が湧かなかったり、感情の制御が難しくなったりする
- 被害と関連することが頭から離れなかつたり、記憶がよみがえったりする
- 大きな不安や恐怖感に襲われる
- 集中力が続かなくなってしまう
- 小さな物音に驚いたり、反応したりする
- やる気が生じにくい、何も手に付かない
- 楽しみや喜びを感じにくくなってしまう
- 人を信じることができなくなってしまう
- 自責の念にかられることがある
- 被害を他人事のように思ったり、夢の中の出来事のように思ったりする



## 被害者・ご家族からお聞きする声

### ○何に困っているのかさえ分からない

事件・事故の当事者になると、何に困っているのかさえ分からないことがあります。信頼できる周囲の人や被害者支援都民センター（P28参照）などの支援団体（P30参照）に相談したり、力を借りてみることをお勧めします。

### ○被害を連想させることを避けたい

捜査機関との関わりを避けたくなり、着信に応答したくなくなるようなことさえあるかもしれません。そのようなときには、遠慮せずに担当捜査員や犯罪被害者支援室の相談窓口（P27参照）に気持ちを打ち明けてみることをお勧めします。

### ○重大な決断を焦ったことを後悔する

被害の影響などのため、普段よりも判断能力が低下しているにも関わらず、転職、離婚、大きな契約などを急いでしまい、後悔することがあります。状況次第では、重大な決断は急がないことをお勧めします。

## 被害者・ご家族に知ってほしいこと

### ○被害前の生活リズムを心掛けてください

無理は禁物ですが、自分の気持ちを冷静にモニタリングしたり、身近な人との関係を今まで以上に大切にしたりしながら、徐々に被害前の生活リズムを取り戻すような工夫をしてみてください。

### ○必要に応じて医療機関や専門家を頼ってください

心身の不調や特異な反応からの回復のペースは人それぞれですが、生活に大きな影響が出てしまっていたり、心身の不調や特異な反応が長く続いたりするならば、ためらわずに医療機関や専門家を頼ってみてください。

## 2 一般的な刑事手続は、次のように進みます。

犯罪の発生から刑の執行までの流れを**刑事手続**といい、これは、大きく、**捜査・起訴・裁判**の3つの段階に分かれます。

交通事故の大半が不注意な運転行為が原因ですが、その行為は刑罰法令に触れる犯罪行為の1つであることから、犯罪の発生として事件捜査が開始されます。(5・6ページの「刑事手続の流れ」をご覧ください。)

### 捜査活動の段階

犯人を発見し、証拠を収集することなどによって、事実を明らかにすることを**捜査**といいます。

警察が犯人であると認める者を**被疑者**といい、警察は、必要な場合には被疑者を逮捕して、48時間以内に書類や証拠品とともに身柄を検察官に**送致**(※1)します。

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して**勾留の請求**(※2)を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は、特別な場合を除いて、最長で20日間勾留されることとなります。

被疑者が勾留されている間にも、警察や検察は様々な捜査を行います。

- ※1 **送致**とは、警察が書類や証拠品とともに事件を検察官に送り届ける手続のことをいいます。被疑者を逮捕したときは、その身柄を拘束したときから48時間以内にこうした手続をしなければなりません。
- ※2 **勾留**とは、逮捕した被疑者(被告人)が逃亡したり証拠を隠すおそれなどがある場合に、その身柄を続けて拘束することをいいます。

## 起訴・不起訴の処分を決める段階

検察官は、警察から送られた書類や証拠品と検察官自らが被疑者や関係者を取り調べた結果等を検討し、被疑者を裁判にかけるか否かの処分を決定しますが、

○裁判にかける処分を**起訴**

○裁判にかけない処分を**不起訴**といえます。

起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する**公判請求**、書面審理だけの裁判を請求する**略式命令請求**の2種類があります。

また、不起訴処分となった場合、告訴人・被害者等は、検察審査会に、その処分の当否について審査を申し立てることができます。

## 裁判の段階

被疑者が公判請求され、法廷が開かれる日が決められた後、裁判所において審理が行われ、判決が下されます。

起訴された段階で、被疑者は、**被告人**と呼び換えられます。

検察官や被告人が判決の結果に不服がある場合には、さらに、上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることができます。

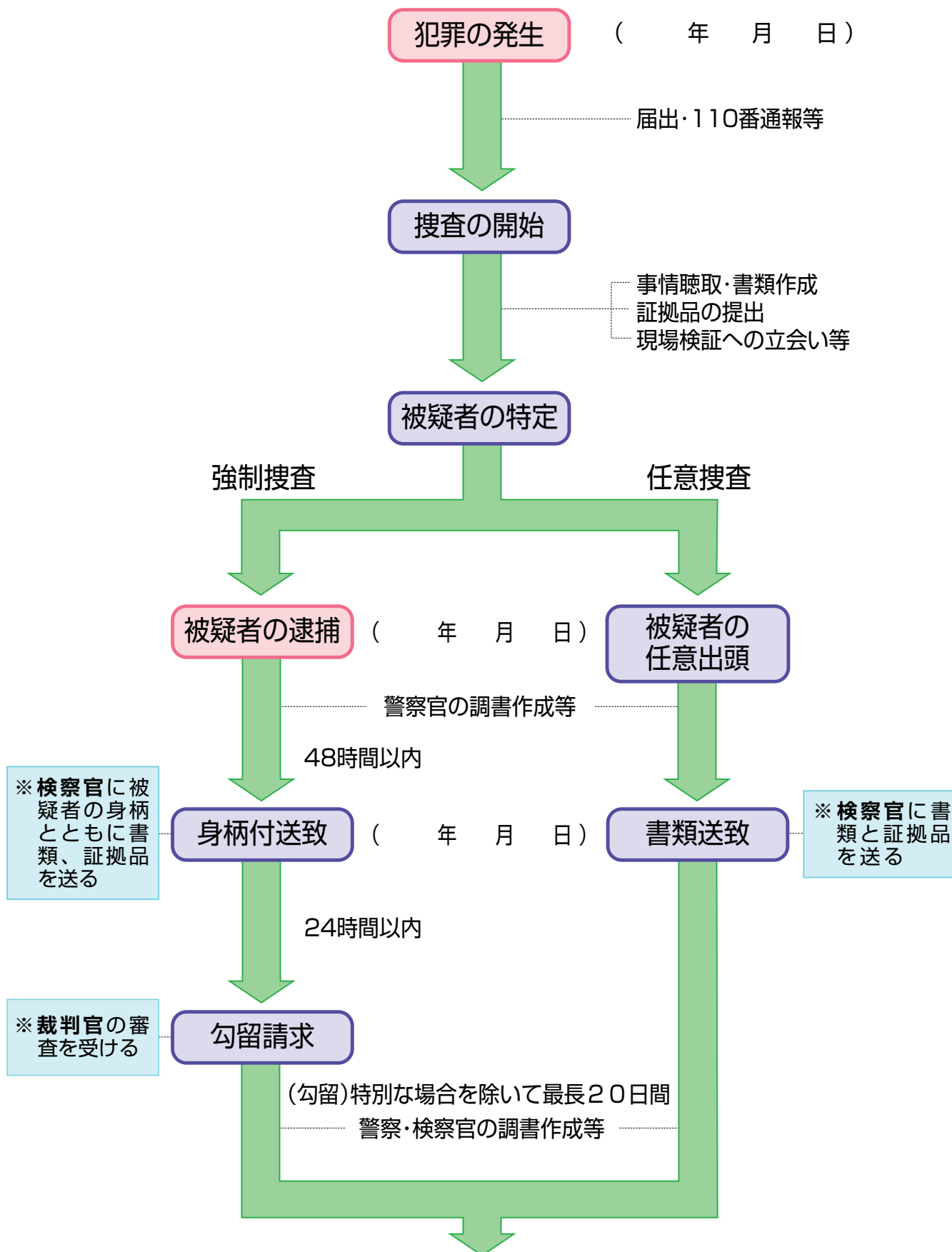
**裁判を傍聴したい方は、事件を担当する裁判所、検察庁、事件を取り扱った警察署の捜査員又は被害者連絡員にお問い合わせください。**

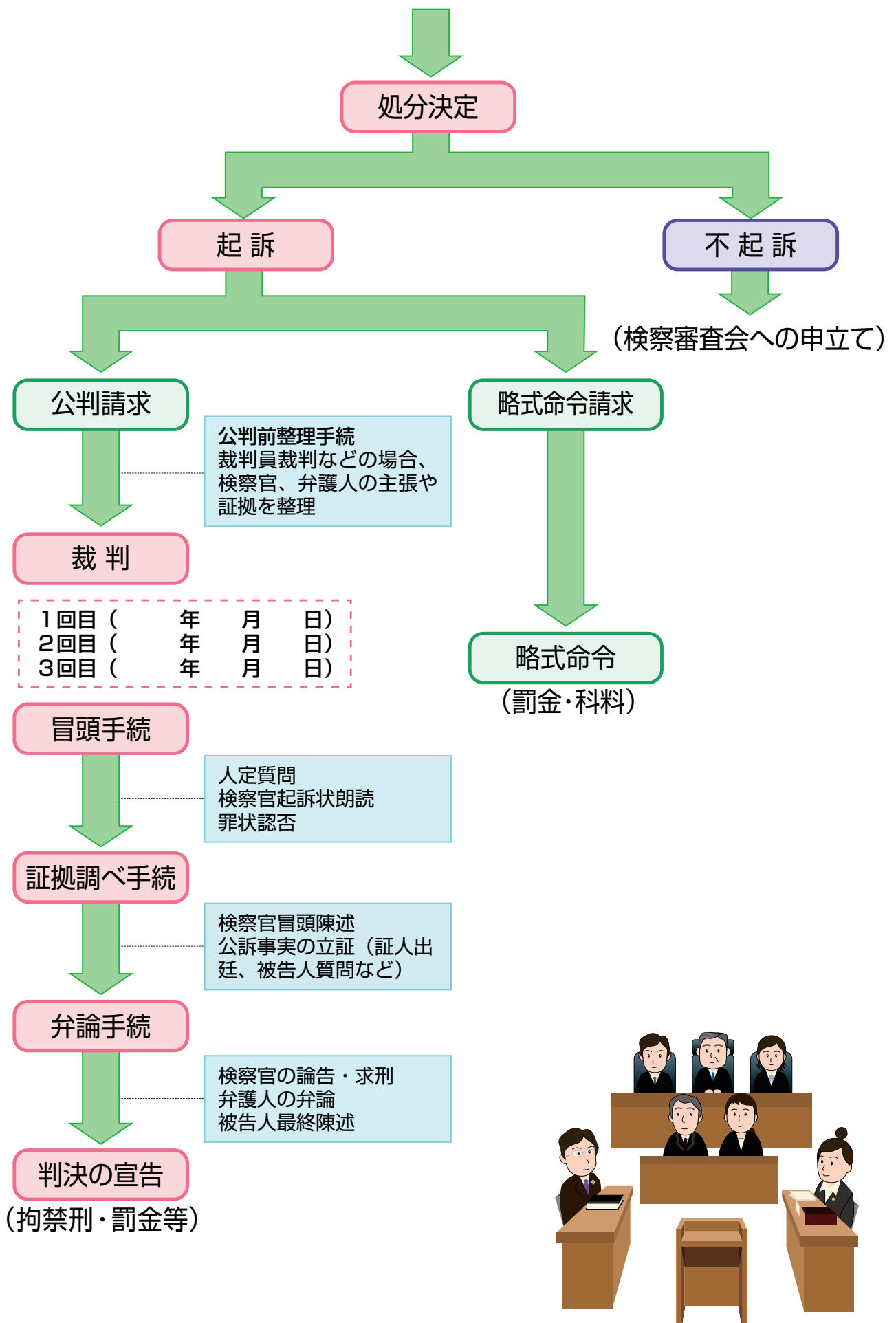
以上が一般的な刑事手続の概要ですが、犯人が少年（20歳未満）の場合には、少年審判手続による場合など、上記の手続とは違う場合があります。（7ページの「少年事件の手続」をご覧ください。）

### ◎問合せ先

- |                 |   |               |
|-----------------|---|---------------|
| ■東京高等裁判所        | } | ☎03-3581-5411 |
| ■東京地方裁判所        |   |               |
| ■東京地方検察庁交通事件連絡室 |   | ☎03-5210-6270 |
| ■事故を取り扱った警察署    |   |               |

# 刑事手続の流れ





## 少年事件の手續

犯人が少年（20歳未満）の場合は、原則として少年審判手續によって処理されるため、一般的な刑事手續とは異なります。

### 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

#### ○捜査等

14歳以上18歳未満の少年によって起こされた事件については、捜査を遂げた結果、  
→ 拘禁刑以上の刑に当たる罪の場合は、検察官に送致します。送致を受けた検察官は、少年をどのような処分にするのが良いか意見を付け、家庭裁判所に送ります。  
→ 罰金以下の刑に当たる罪の場合は、警察が直接、家庭裁判所に送致します。

18歳以上20歳未満の少年によって起こされた事件については、全て検察官に送致します。

#### ○審判

家庭裁判所では、送致されてきた事件について、必要な調査を行い、審判開始、審判不開始、検察官送致などの決定をします。少年審判手續は非行少年の教育的な保護のために、家庭裁判所で行われる非公開の手續で、処罰を目的とする刑事手續とは異なります。

検察官送致（いわゆる逆送）の対象となるのは、18歳以上20歳未満の少年が起こした危険運転致死罪の一部となります。検察官送致となった少年は原則として、20歳以上の者と同様の手續によって裁判を受けることとなります。

## 告訴※3

犯罪の中には、被害者等が告訴しなくても犯人を処罰できるものがありますが、過失傷害罪などの場合は、告訴が必要になり、犯人の処罰を明確に求める告訴状の提出と、警察官の調書の作成に応じていただくことが必要になります。

なお、告訴ができる期間は、犯人を知ってから6か月以内です。交通事故の場合では、相手側が自転車などの軽車両であった場合に告訴状等が必要になる場合があります。

※3 告訴とは、犯罪の被害者、法定代理人（親権者、後見人）などの告訴権者が捜査機関に対し、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいいます。過失傷害罪などの「親告罪」とよばれる犯罪は、原則として被害者などからの有効な告訴がなければ、検察官は事件を起訴することができません。

#### ◎問合せ先

■東京家庭裁判所

☎03-3502-6028(直通)

■東京地方検察庁交通事件連絡室

☎03-5210-6270

■事件を取り扱った警察署

## 3 被害者やご家族には、捜査へのご協力を お願いすることがあります。

被害者やご家族には、捜査へのご協力をお願いすることがあります。また、そのことで負担をおかけすることがあります。

事故を蒸し返されるようでつらいと思われるかもしれませんが、捜査上、非常に重要なことばかりですので、ご理解とご協力をお願いします。

※ 巻末に各種手続の予定や経過などを整理するための「記録欄」がありますので、その都度記入してご活用ください。

### 事情聴取

110番などで交通事故の通報を受けると、警察官が現場に駆けつけます。担当の捜査員が、被害者やご家族、目撃者に事故の状況や事故にあう前後の状況などについてお聞きすることがあります。思い出したくないこと、話したくないこともあると思いますが、事故の立証や被疑者の特定に欠くことのできない重要なことを捜査上の必要があってお尋ねするものです。

被害者やご家族の方は、警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれることがあります。どうしても同じことを繰り返し聞かれるのだろうかと思われるかもしれませんが、検察官が被疑者を起訴（不起訴）にするか、裁判所に対し、どの程度の刑罰を求めるかの判断をするために重要なことですから、ご理解とご協力をお願いします。

### 証拠品の提出

事故当時に着ていた服や所持品などを証拠品として提出していただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、提出していただいた所持品などは、証拠品として警察や検察で保管する必要がなくなれば、お返しします。

## 現場検証（実況見分）への立会い

被害者やご家族には、現場検証（実況見分）に立ち会っていただくことがあります。

現場検証（実況見分）とは、警察官などが交通事故の現場などで、事故の状況等を確認することをいいます。

正確を期するために、ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご理解とご協力をお願いします。

## 裁判所への出頭（裁判で利用できる制度）

裁判が始まると、被害者やご家族には、裁判所で証言していただく場合があります。

その場合には、事前に検察官と打合せを行い、どんな証言をするのか、どんな質問を受けるのかなどについての詳しい説明を受けます。

また、被害者やご家族は、

- 証言する場合に、家族や心理カウンセラーなどに付き添ってもらうこと
- 証言する場合に、被告人や傍聴人から見えないように遮へい物を設置してもらうこと
- 法廷と別室とをケーブルで結び、モニターを通じて証言すること（ビデオリンク方式）
- 被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べること
- 被害者やご遺族などが事件の裁判を優先して傍聴すること
- 関係事件の公判記録を閲覧、コピーすること
- 刑事裁判事案で、裁判以外で民事上の和解が成立した場合には、刑事事件を審理している裁判所に対して、その和解内容を公判調書に記載するよう求めること

などを、担当の検察官を通じるなどして、裁判所に対して申し出ることができます。

詳しくは、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）、警視庁犯罪被害者支援室又は東京地方検察庁交通事件連絡室等にお問い合わせください。

### ◎問合せ先

- 事故を取り扱った警察署
- 警視庁犯罪被害者支援室
- 東京地方検察庁交通事件連絡室

☎03-3581-4321 内線 21233  
☎03-5210-6270

# 4 警視庁には、警察での捜査の経過等をお知らせする制度があります。

## 被害者連絡制度

捜査などに支障のない限り、事件情報をお知らせします。

警察では、捜査などに支障のない限り、以下に掲げる事項について、事故捜査を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）が事件情報をお知らせします。

### 被疑者を逮捕していない場合

○捜査状況

についての情報をお知らせします。

### 被疑者を逮捕した場合

○被疑者逮捕の旨

○被疑者の氏名、住居、その他事件の概要

○被疑者の処分状況・送致先検察庁

などについての情報をお知らせします。

### 被疑者を逮捕せずに送致した場合

○被疑者の氏名、住居、その他事件の概要

○送致先検察庁

についての情報をお知らせします。

なお、犯人が少年の場合は、お知らせする内容などが若干異なる場合があります。

## 加害者の運転免許の行政処分について

### ○加害者に対する意見の聴取の期日等

交通事故の加害者に対し、

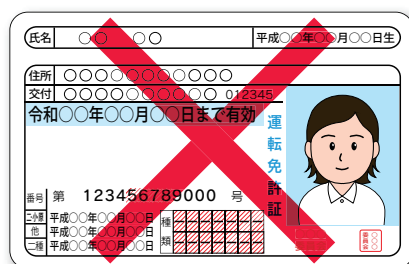
- ・ 免許の取消し
- ・ 免許の効力を90日以上停止

しようとする場合には、事前手続として公開による意見の聴取等が行われますが、被害者やご遺族からの問い合わせがあった場合には、その聴取期日等の情報をお知らせします。

### ○加害者の行政処分結果

- ・ 交通死亡事故のご遺族
- ・ 交通事故で重度後遺障害を受けた方やそのご家族

から問い合わせがあった場合には、加害者に対する行政処分結果（免許の取消、免許の効力停止等）に関する情報をお知らせします。



### ◎問合せ先

- 事故を取り扱った警察署
- 警視庁運転免許本部行政処分課

☎03-6717-3137(代)

# 5 刑事裁判に参加する制度などがあります。

## 被害者参加制度

危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等の被害者等は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。刑事裁判への参加を希望される場合は、事件を担当する検察官にお申し出ください。

参加を許された被害者参加人は、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問したり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

なお、警視庁では、早期の段階から被害者支援に精通した弁護士への法律相談等を可能にするため弁護士会等と連携しています。詳しくは、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）に遠慮なくお申し出ください。

## 被害者国選弁護士制度

被害者参加人となった被害者等は、公判期日に出席したり、被告人質問などの行為を弁護士に委託することもできますが、資力（現金、預金等の合計額。請求の日から6か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除されます。）が200万円に満たない場合には、裁判所に対し、日本司法支援センター（法テラス）を経由して、弁護士（「被害者参加弁護士」と呼ばれます。）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

ご希望の場合は、日本司法支援センター（法テラス）にお申し出ください。

## 損害賠償命令制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等は、刑事事件を担当している裁判所に対し、起訴後、刑事事件の弁論が終わるまでの間に、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審査が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合などは、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

### ◎問合せ先

- 事故を取り扱った警察署
- 警視庁犯罪被害者支援室
- 東京地方検察庁交通事件連絡室
- 日本司法支援センター（法テラス）  
犯罪被害者支援ダイヤル

☎03-3581-4321 内線 21233  
☎03-5210-6270  
☎0120-079714

# 6 事件や裁判、犯人の状況を知る等の制度があります。

## 被害者等通知制度

検察庁には、犯罪の被害にあわれた方々に、事件の処分結果などを通知する「被害者等通知制度」があります。

### 対象

- 被害者、その親族又はこれに準ずる方で通知を希望する方
- 目撃者、その他参考人などで通知を希望する方（一部の通知を除く。）

### 内容

事案に応じて

- 事件の処分結果
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判の結果
- 犯人の身柄の状況
- 犯人の刑務所における処遇状況
- 犯人の刑務所からの出所に関する情報 など

※ 事件の性質などから、通知しない方がよいと検察官が判断した場合には、通知希望があってもその全部又は一部について通知しない場合があります。

### 方法

原則、文書により通知します。

検察官から事情聴取を受ける方は、その際に検察官に通知希望をお伝えください。それ以外の方は、東京地方検察庁又は東京地方検察庁立川支部の被害者等相談室、犯罪被害者支援室に連絡してください。

## 被害者等相談室、犯罪被害者支援室

東京地方検察庁は、被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため被害者等相談室、犯罪被害者支援室を設けています。

被害者等からの様々な相談の対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還などの各種手続の手助けや被害者支援の関係機関・団体の紹介などの支援活動を行います。

◎問合せ先

■東京地方検察庁被害者等相談室

☎03-3592-7611

■東京地方検察庁立川支部被害者等相談室

☎042-548-5766

---

# 7 少年による事件の被害者等には、 次のような制度があります。

---

少年による事件の被害者等は、家庭裁判所に申し出ると、

- 審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除かれます。）を閲覧、コピーすること
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べること
- 危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた事件、過失運転致死傷等（加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の事件について、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴すること
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けること
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けること

ができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

また、加害者（少年）の審判結果が「少年院送致」又は「保護観察」であった場合は、被害者等が、「少年院送致」の場合は少年鑑別所、「保護観察」の場合は保護観察所に申し出ると、

- 少年院又は保護観察中の処遇状況などについて通知を受けること

ができます。

詳しくは、お近くの少年鑑別所又はお住まいの都道府県にある保護観察所にお問い合わせください。

---

## ◎問合せ先

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ■東京家庭裁判所          | ☎03-3502-6028（直通） |
| ■東京家庭裁判所立川支部      | ☎042-845-0365     |
| ■東京少年鑑別所          | ☎03-3931-1141     |
| ■東京西少年鑑別所         | ☎042-500-5271     |
| ■東京保護観察所犯罪被害者等相談室 | ☎03-3597-0132     |

## 8 刑務所や少年院などには、心情等の聴取・伝達制度があります。

刑務所や少年院などでは、加害者が受刑・在院している間、被害にあわれた方から被害に関する心情等をお聴きし、被害にあわれた方が希望する場合は、これを受刑中・在院中の加害者に伝えることができます。

### 対象

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者など）
- 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

### 内容

対象となる加害者は、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）に収容されている受刑者と少年院に収容されている在院者となります。

- 施設の担当職員が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑中・在院中の加害者の生活や行動に関するご意見をお伺いします。
- 加害者への伝達を希望される場合、お伺いした心情等を記載した書面を加害者の前で読み上げて伝達します。
- ご希望に応じ、伝達の際に加害者が述べたことをお知らせします。
- 加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。

### 利用について

制度をご利用いただくには、申出書のほか、本人を確認するための書類等の提出が必要になります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/>



#### ◎問合せ先

|                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| ■ 関東矯正管区                  | ☎048-600-1500        |
| ■ 東日本成人矯正医療センター           | ☎042-542-0328        |
| ■ 府中刑務所                   | ☎042-330-0023        |
| ■ 東京拘置所                   | ☎03-3602-7003        |
| ■ 立川拘置所                   | ☎042-540-4441        |
| ■ 多摩少年院                   | ☎042-627-2532        |
| ■ 東日本少年矯正医療・教育センター        | ☎042-542-0024        |
| ■ 愛光女子学園                  | ☎03-3480-2178        |
| ■ 東京少年鑑別所                 | ☎03-3931-1141        |
| ■ 東京西少年鑑別所（東京西法務少年支援センター） | ☎042-500-5271 内線7722 |

# 9 東京保護観察所には、心情等聴取・伝達制度などがあります。

東京保護観察所には、交通事故の被害にあわれた方々のために

○心情等聴取・伝達制度

○被害者等通知制度

○相談・支援

の制度の窓口があり、専任の担当者に対応しております。

## 対象

主として被害者又はそのご遺族で、制度の利用を希望される方

## 内容

○保護観察中の加害者に対し、被害者の方の心情を伝えることができます。

○加害者の保護観察の開始・終了・状況などをお知らせします。

○専任の担当者に不安や悩み事を相談することができます。

## 利用について

○相談・支援以外の制度は利用できる期間が限られています。

○制度をご利用いただくには、申出書のほか、本人を確認するための書類等の提出が必要になります。

○対象となる方の範囲、申出先、申出の手続、必要書類等は制度によって異なります。

詳しくは東京保護観察所犯罪被害者等相談室までお問い合わせください。

法務省ホームページ「更生保護における犯罪被害者等施策」  
[https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_victim.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim.html)



◎問合せ先

■東京保護観察所犯罪被害者等相談室

☎03-3597-0132

# 10 損害賠償などの民事上の問題解決には、次の方法があります。

自動車(原動機付自転車を含む。)による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条により、事故の当事者(加害者)、業務中の事故の場合における当事者の使用者のほか、自動車の運行供用者(自家用自動車の所有者や運送事業者など)にも賠償責任がありますので、人身事故の被害者は、事故の当事者・使用者だけでなく自動車の運行供用者に対しても、財産的損害や精神的損害の賠償請求を行うことができます。

なお、この手続は、刑事手続とは異なるものですが、解決の方法には、次の3つの方法があります。

## 示談

当事者間で話し合い、賠償金の授受を約束して、円満に解決を図るものです。法的には当事者双方の合意によって成立し、自動車事故による損害賠償の大部分は、この示談によって解決されています。

## 調停

簡易裁判所に調停の申立てを行い、調停委員の示す調停案に双方が合意することで成立します。

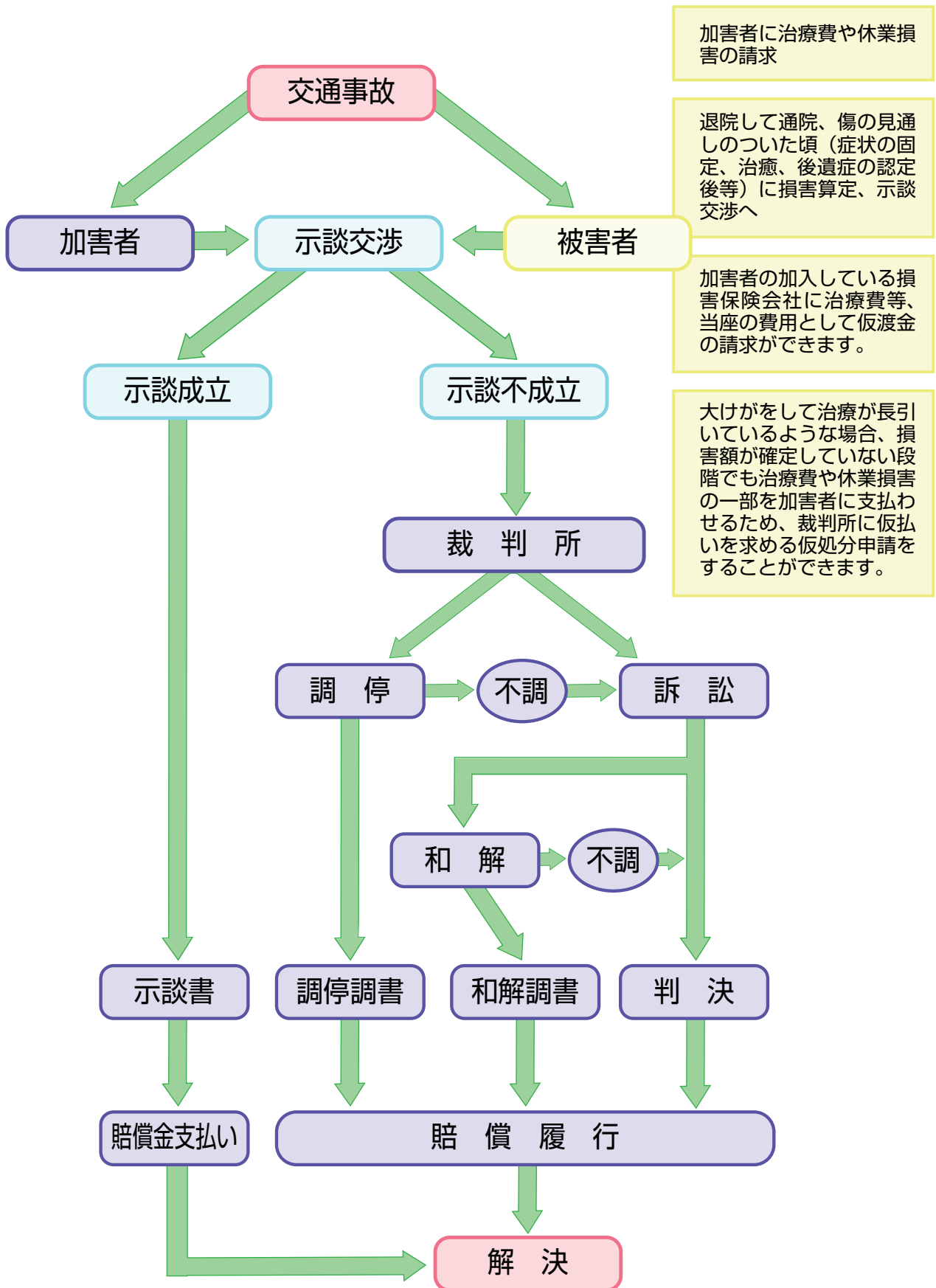
調停は一般に裁判に比べて費用が安く、手続も簡単であるなどの利点があります。

## 訴訟(裁判)

示談や調停によって話し合いがつかない場合、訴訟(裁判)を起こすこととなります。訴訟(裁判)の過程でも当事者双方が妥協したり、裁判官の勧めによって和解することもあります。

しかし、最後まで当事者間に妥協が見られないときは、裁判官の判決に従うこととなります。

# 損害賠償問題解決の過程



# 11

## 自動車の保険制度は、このようなものです。

自動車保険（自動車共済）には、自動車損害賠償責任保険、自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険（自賠責共済）」といいます。）及び任意保険（任意共済を含みます。）があります。

### 自賠責保険（自賠責共済）

自賠責保険（自賠責共済）は、人身事故による被害者やそのご家族の生活を守るために、自動車の保有者などに加入が義務付けられている保険です。（一般に「強制保険」と言われています。）

被害者から直接、相手方が契約している損害保険会社（組合）に対して、損害賠償額の支払いを請求することもできます。

相手方の加入している保険会社が分からない場合は、交通事故証明書により知ることができます。

支払われる損害賠償額（限度額）は、下表のとおりです。

なお、自賠責保険（自賠責共済）には、賠償額が確定しない段階でも、治療費等の当座の出費に充てるため、仮渡金として一定額が支払われる制度があります。

| 区 分  |  | 保険金限度額                       |
|------|--|------------------------------|
| 死 亡  | 死亡による損害に対して                                  | 3,000 万円                     |
|      | 死亡するまでの傷害による損害に対して                           | 120 万円                       |
| 傷 害  | 傷害による損害に対して                                  |                              |
| 後遺障害 | 後遺障害による損害に対して<br>(1～14 級)                    | 3,000 万円<br>～ 75 万円          |
|      | 介護を要する後遺障害による損害に対して<br>(介護の状態に応じて1 級と2 級に分類) | 1 級 4,000 万円<br>2 級 3,000 万円 |
|      | 後遺障害に至るまでの傷害による損害に対して                        | 120 万円                       |

## 任意保険（対人賠償保険）

対人賠償保険は、人身事故で、自賠責保険（自賠責共済）の支払額を超える賠償額を補うための保険です。

自賠責保険では支払われる賠償額が決められているため、実際の損害額が全て補償されない場合があります。

このような場合に、相手方が任意保険に加入していれば、自賠責保険（自賠責共済）での補償を越えた部分は、この任意保険から支払われます。

詳しいことは、損害保険会社（組合）又は下記へお問い合わせください。

## 任意保険（対物賠償保険）

交通事故により生じた車両や家屋の物的損害については、自賠責保険（自賠責共済）では補償されません。しかし、相手方が任意保険の対物賠償保険の契約をしている場合は、事故の過失割合に応じて、相手方（加入者）の請求により支払われる保険です。



### ◎問合せ先

■東京都交通事故相談所

☎03-5320-7733

■一般財団法人東京都交通安全協会交通事故相談所（※P30参照）

■損害保険会社（組合）

# 12 自賠責保険の損害賠償額の請求には、短期時効があります。

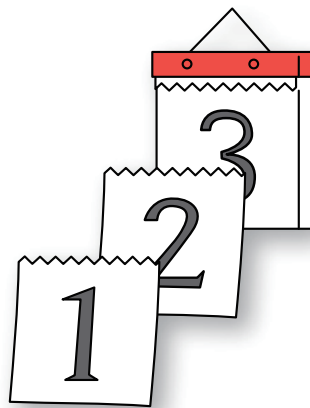
被害者やご家族が保険会社に対し、自賠責保険（自賠責共済）による損害賠償額の支払いの請求を行う場合、その請求権は原則として事故発生のときから3年を経過したときに時効となり、保険金の支払いを受けることができなくなりますので注意してください。

ここでは、自賠責保険（自賠責共済）で被害者が保険会社に損害賠償額を請求する場合の時効について説明しましたが、民法上の加害者に対する損害賠償請求権（民法第724条）の時効の説明ではありません。

詳しいことは、損害保険会社（組合）又は下記へお問い合わせください。

## 必要書類

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| ○損害賠償額支払請求書 | 保険会社にあります。            |
| ○交通事故証明書    | 警察署・交番・駐在所に申請用紙があります。 |
| ○診断書        | 入院・通院した病院で発行します。      |
| ○診療報酬明細書    | 同上                    |
| ○事故発生状況報告書  | 事故状況の簡単な略図を自分で作成します。  |
| ○休業損害証明書    | 自分の勤務先の会社が発行します。      |



### ◎問合せ先

■東京都交通事故相談所

☎03-5320-7733

■一般財団法人東京都交通安全協会交通事故相談所（※P30参照）

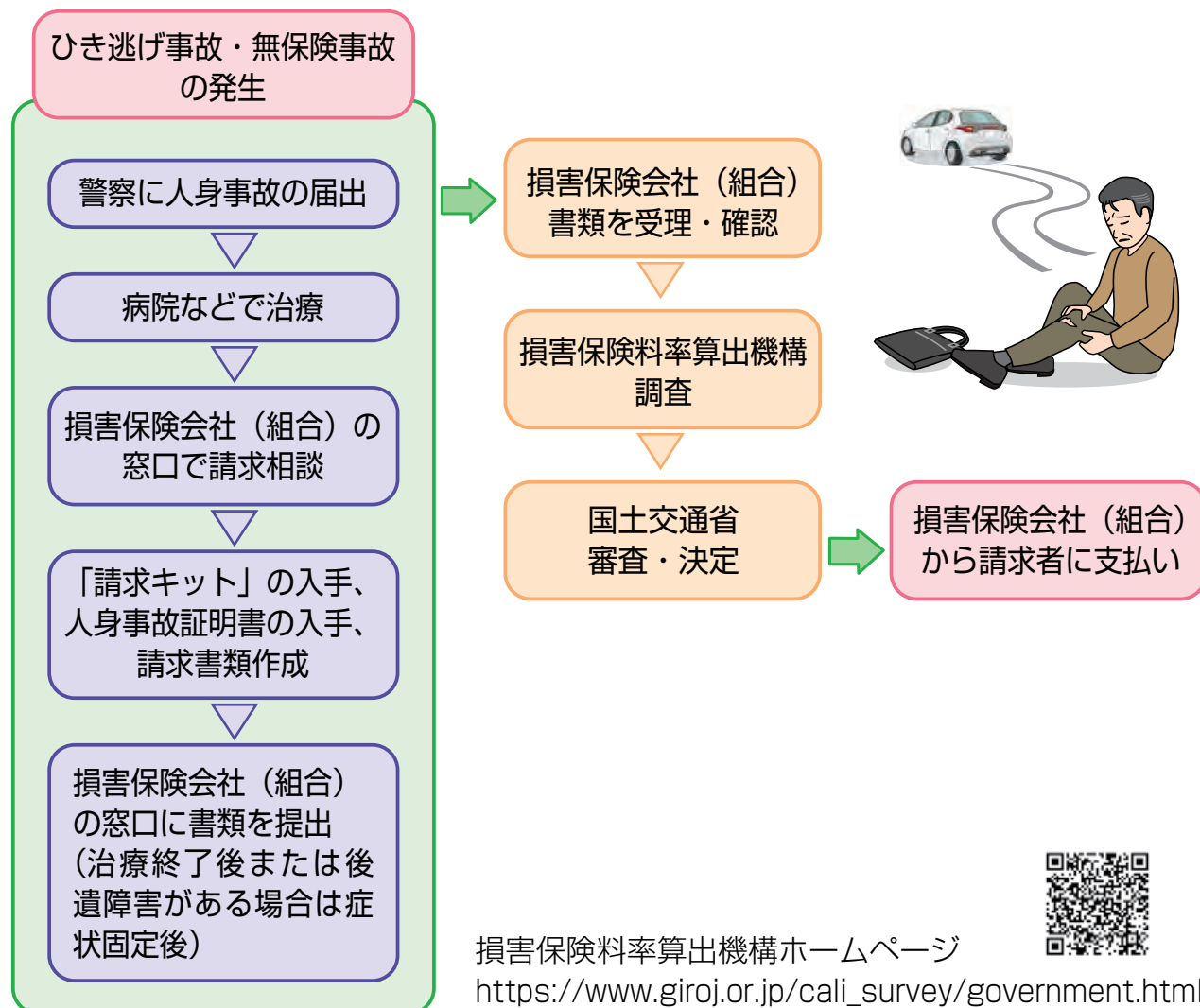
■損害保険会社（組合）

# 13 ひき逃げ事故・無保険事故にあった場合、政府の保障があります。(政府の保障事業)

ひき逃げされ犯人が判明しない場合や、自賠責保険（自賠責共済）をつけていない車が加害車両となった場合、被害者やご家族は、政府が行う自動車損害賠償保障事業に請求することができます。

請求は、損害保険会社（組合）で受け付けますので、詳しくは、損害保険会社（組合）の窓口にご相談するか、下記へお問い合わせください。

## 事故にあったから支払までの流れ



### ◎問合せ先

- 損害保険料率算出機構
- 東京都交通事故相談所
- 一般財団法人東京都交通安全協会交通事故相談所（※P30参照）
- 損害保険会社（組合）

☎03-6758-1300

☎03-5320-7733

# 14 経済的に援助する制度や団体があります。

交通事故によって扶養義務者・配偶者等を亡くされた、けがや後遺症により障害を負わされた等により、経済的に困窮し生活に困っている方については、生活保護制度を利用できる場合があります。

保護は申請に基づき、申請される方の世帯構成や収入などの状況に応じて、保護の受給可否が決定されます。

保護費は、生活扶助（生活費）とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産等の費用）に分かれています。

また、交通事故によりひとり親となった方には、母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭となった方には母子生活支援施設への入居などの福祉制度があります。

詳しくは、住居地を管轄する福祉事務所などへお問い合わせください。

## 日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）

経済的に余裕のない方のために、民事法律扶助事業（無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替え）を行っています。弁護士・司法書士費用等の立替えに当たっては、資力などの審査があります。また、法テラスでは、「犯罪被害者支援ダイヤル」を設け、被害者支援の知識・経験のある担当者が、お受けになった損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度や相談窓口、被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。



## 公益財団法人 交通遺児育英会

交通遺児や交通事故により重度の障害が残った方の子弟に、奨学金の無利子貸与および一部について給付事業を行っています。奨学金の対象は、高校・高専・短大・大学・大学院生、専修・各種学校生です。また、奨学金以外にも家賃補助、進学受験費用補助、自動車運転免許取得費用補助、検定試験（英検他）及び各種資格試験費用補助（会計、法律、医療、IT他）などの修学支援金給付事業や学生寮の運営事業を行っています。



## 公益財団法人 交通遺児等育成基金

### 交通遺児育成基金事業

国内で発生した自動車事故で保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、自動車事故の損害賠償金などの中から、拠出金を払い込んで交通遺児育成基金制度に加入すると、この拠出金を同基金が安全・確実に運用し、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて、遺児が19歳に達するまで年金方式で育成給付金が給付されます。

加入の相談などは、基金事務局で受け付けています。

### 交通遺児等支援給付事業

自動車事故により主たる生計者を亡くした方や重度の後遺障害(自賠責1～3級)が残った方などで、生活が困窮しており、中学生以下のお子さまを扶養している被害者やご家族を対象に、「越年資金」、「入学支度金」、「進学等支援金」、「緊急時見舞金」を給付しています。

## ナスバ（独立行政法人 自動車事故対策機構）

全国50か所に支所を設置し、自動車事故により脳や脊髄などを損傷して介護を要する重度後遺障害を負われた方に介護料を支給し、訪問して介護相談を行うとともに、介護料受給者等の交流会を実施しているほか、自動車事故により脳損傷を生じ、重度の意識障害が継続する状態にある方を対象に、適切な治療・看護・リハビリテーションを行う専門のナスバ療養施設(病院)を全国12か所で設置・運営しています。

また、自動車事故により保護者が亡くなられたり、重度の後遺障害を残すこととなったご家庭(生活困窮家庭)の中学校卒業までのお子様などを対象とした無利子の生活資金貸付を実施しているほか、友の会を運営し、子どもたちや家族の交流の場を設け、楽しい思い出作りができるレクリエーション活動を行っています。



#### ◎問合せ先

- 区役所、町役場の福祉担当窓口又は、区市部は各区市の福祉事務所、  
町村部は都西多摩福祉事務所、島しょ部は都の各支所
- 日本司法支援センター（法テラス）
  - ・犯罪被害者支援ダイヤル ☎0120-079714
  - ・法テラス東京 ☎0570-078301
- 公益財団法人交通遺児育英会 ☎0120-521286
- 公益財団法人交通遺児等育成基金 ☎0120-16-3611
- ナスバ（独立行政法人 自動車事故対策機構）東京主管支所 ☎03-3621-9941  
ナスバ交通事故被害者ホットライン ☎0570-000738  
又は03-6853-8002

# 15 税法上の軽減措置があります。

交通事故の被害にあわれた方は、「申告・納付期限の延長」、「所得控除」、「納税緩和措置」等が認められる場合があります。詳しくは、二次元コードから国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

## 申告納付期限の延長

交通事故の被害により申告・納付等をその期限までにできない方は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。



## 所得控除

交通事故の被害により心身への傷害を受けた方は、所得税の計算において、以下のような所得控除が認められる場合があります。

### ○医療費控除

納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、その医療費の額を基に計算される金額が控除されます。

### ○障害者控除

納税者ご本人や同一生計配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合に27万円（特別障害者は40万円、同居特別障害者は75万円）が控除されます。

### ○寡婦・ひとり親控除

納税者ご本人が寡婦やひとり親に該当する場合は、寡婦の方は27万円、ひとり親の場合は35万円が控除されます。



## 納税緩和措置

交通事故の被害により心身への傷害を受けた方は、所轄税務署長に申請することにより、以下のような納税緩和措置の適用を受けることができる場合があります。

### ○納税の猶予

納税者ご本人や生計を一にする親族が病気や負傷により納付すべき国税を一時に納付することができないと認められるとき等は、最大1年間納税が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の全部又は一部が免除されます。

### ○換価の猶予

国税を一時に納付することにより事業の継続又はその生活の維持が困難になるおそれがあると認められる場合において、納税について誠実な意思を有すると認められるときには、最大1年間滞納処分による財産の換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の一部が免除されます。



## その他

納税証明書の手数料が不要となる場合があります。

### ◎問合せ先

■最寄りの税務署

■国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

# 16 都営住宅の入居における優遇抽せん制度があります。

交通事故によって世帯主を失うなど、従前の住居に住むことが困難となった方に対しては、下記の条件に該当すれば、都営住宅への申込みの際に優遇措置（優遇抽せん）を受けることができます。

**犯罪被害者世帯**（当せん確率が「一般世帯」の5倍になります。）

申込者本人又は同居親族のうち1人が、危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等の被害にあい、従前の住宅に居住することが困難となった方で、被害にあったことが警察の証明等で確認でき、被害にあってから5年以内の方

**募集時期** ○家族向 年2回（5月・11月）

**申込資格** ○東京都内に住んでいること

○世帯の所得が所得基準内であること（2人家族の場合、0円～2,276,000円）

○暴力団員でないこと

**優遇抽せん** 家族向けの募集における抽せん方式で、一定の優遇資格のある世帯について、一般世帯よりも当せん確率が高くなる制度です。

◎問合せ先

■東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎03-3498-8894

# 17 警視庁には、被害者やご家族のための相談窓口があります。

警視庁では、犯罪や交通事故によって心に深い傷を負った被害者やご家族の精神的な支援を行うため、電話や面接による相談を受けています。

## 「被害者カウンセラー」による面接相談

犯罪被害者支援室には、公認心理師の資格を有する職員（被害者カウンセラー）が在籍しています。被害者カウンセラーによる対応を希望される方は、担当捜査員又は犯罪被害者支援室までお問い合わせください。

## 警視庁犯罪被害者ホットライン

さあいくなら なやみゼロ  
☎03-3597-7830 (月～金 8:30～17:15)  
※ 土・日・祝日、年末年始を除く

- 悲しくて泣きたくなる
  - 何もする気にならない
  - 自分にも責任があるのでは・・・と考えてしまう
  - いつも不安だ
  - つらさを誰にもわかってもらえない
- などの悩みや相談にお応えしています。

匿名でも相談できます。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。



### ◎問合せ先

- 警視庁犯罪被害者ホットライン ☎03-3597-7830
- 警視庁犯罪被害者支援室 ☎03-3581-4321 内線 21232
- 事件を取り扱った警察署
- その他の相談窓口については、「19 各種相談窓口の紹介」をご覧ください。

# 18 被害者の様々なサポートをする支援機関があります。

～ 公益社団法人 被害者支援都民センター ～

## 活動目的

公益社団法人被害者支援都民センターは、犯罪や交通事故などの被害者やご家族に、精神的支援やその他各種支援活動を行い、被害の回復及び軽減に当たるとともに、社会全体の被害者支援意識を高めることを目的とする公益法人です。

## 業務内容

多様な被害者支援の活動を無料で行っています。

なお、センターの職員には、法律により守秘義務が課せられています。

### ○電話相談

☎ 03-3222-9050 (月・木・金 9:30～17:30、火・水 9:30～19:00)  
多摩支所 042-506-1042 ※祝日、年末年始を除く  
FAX 03-3222-9053 (24時間受付)

### ○面接相談

犯罪被害相談員による継続的な相談及び公認心理師によるカウンセリングを必要に応じて行っています。

都民センター(千代田区)及び多摩支所(立川市)で面接相談を行っていますので、まずは電話(03-3222-9050又は042-506-1042)でお問い合わせ下さい。

### ○ホームページによる相談

<https://www.shien.or.jp> (相談コーナーで24時間受付)

### ○被害者への直接的支援

自宅訪問、病院・警察署・検察庁・裁判所等への付添いを必要に応じて行っています。

### ○被害者自助グループへの支援

同じような犯罪の被害にあわれたご遺族の方々に交流場所を提供しています。

### ○被害者支援に関する広報・啓発・研究活動

### ○セミナー、キャンペーンの開催など

ホームページ <https://www.shien.or.jp>



### ◎問合せ先

■公益社団法人被害者支援都民センター事務局

☎03-3222-9052

FAX 03-3222-9053


# 19 各種相談窓口の紹介

## 警視庁の相談窓口

| 種 別                        | 相談先               | 所在地                    | 電話番号                   |
|----------------------------|-------------------|------------------------|------------------------|
| 警察相談の総合受付                  | 総合相談センター          | 千代田区霞が関 2-1-1<br>警視庁本部 | 03-3501-0110<br># 9110 |
| 交通事故に関する相談                 | 交通相談コーナー          |                        | 03-3593-0941           |
|                            | 各警察署交通課           | —————                  | —————                  |
| 交通事故にあわれた少年<br>に対するカウンセリング | ヤング・テレホン・<br>コーナー | 千代田区霞が関 2-1-1<br>警視庁本部 | 03-3580-4970           |
|                            | 大森少年センター          | 大田区大森西5-17-23          | 03-3763-0012           |
|                            | 世田谷少年センター         | 世田谷区若林 4-5-17          | 03-3419-0019           |
|                            | 新宿少年センター          | 新宿区北新宿 4-6-1           | 03-5348-3415           |
|                            | 巣鴨少年センター          | 豊島区巣鴨 3-19-7           | 03-3918-9214           |
|                            | 台東少年センター          | 台東区上野桜木 2-12-7         | 03-3828-1044           |
|                            | 江戸川少年センター         | 江戸川区中央 3-4-4           | 03-3651-8567           |
|                            | 立川少年センター          | 立川市柴崎町 2-14-10         | 042-522-6938           |
|                            | 八王子少年センター         | 八王子市南大沢 1-155-4        | 042-679-1082           |
| 交通事故による心の悩み<br>相談          | 犯罪被害者ホットライン       | 千代田区霞が関 2-1-1<br>警視庁本部 | 03-3597-7830           |

## 他の相談窓口

| 種 別                         | 相談先                            | 所在地                               | 電話番号                     |
|-----------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 法律相談、被害者等の支援に経験や理解のある弁護士の紹介 | 日本司法支援センター(法テラス) 犯罪被害者支援ダイヤル   | —————                             | 0120-079714<br>(フリーダイヤル) |
|                             | 日本司法支援センター 法テラス東京              | 新宿区西新宿 1-24-1<br>エステック情報ビル13階     | 0570-078301              |
|                             | 日本司法支援センター 法テラス上野              | 台東区東上野 4-27-3<br>上野トーセイビル6階       | 0570-078304              |
|                             | 日本司法支援センター 法テラス多摩              | 立川市曙町 2-8-18<br>東京建物ファースト立川ビル5階   | 0570-078305              |
|                             | 日本司法支援センター 法テラス八王子             | 八王子市明神町 4-7-14<br>八王子 ON ビル4階     | 0570-078307              |
| 法律相談、示談や和解のあっせん             | 公益財団法人日弁連 交通事故相談センター           | 千代田区霞が関 1-1-3<br>弁護士会館 14 階       | 0120-078325<br>(フリーダイヤル) |
|                             | 公益財団法人交通事故紛争処理センター 東京本部        | 新宿区西新宿 2-3-1<br>新宿モノリスビル25階       | 03-3346-1756             |
| 政府の保障事業に関する相談               | 損害保険料率算出機構                     | —————                             | 03-6758-1300             |
| 損害保険に関する相談                  | 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター 東京 | 千代田区神田淡路町 2-105<br>ワテラスアネックス7階    | 03-4332-5241             |
| 東京都の交通事故相談所                 | 東京都交通事故相談所                     | —————                             | 03-5320-7733             |
| 一般財団法人 東京都交通安全協会の交通事故相談所    | 中央交通事故相談所                      | 中央区八丁堀 3-17-9<br>京華スクエア2階         | 03-3206-0507             |
|                             | 墨田交通事故相談所                      | 墨田区吾妻橋 1-23-20<br>墨田区役所 1 階       | 03-3625-7451             |
|                             | 中野交通事故相談所                      | 中野区中野 4-11-19<br>中野区役所 4 階        | 03-3387-9241             |
|                             | 品川交通事故相談所                      | 品川区広町 2-1-36<br>品川区役所第3庁舎3階       | 03-5742-2061             |
|                             | 大田交通事故相談所                      | 大田区池上 3-27-6                      | 03-3755-6596             |
|                             | 台東交通事故相談所                      | 台東区東上野 4-5-6<br>台東区役所 1 階         | 03-3843-7475             |
|                             | 立川交通事故相談所                      | 立川市錦町 3-3-20<br>たましん RISURU ホール5階 | 042-522-2557             |

| 種 別  | 相談先                                     | 所在地                      | 電話番号  |
|--|---|--------------------------|---|
| 交通遺児や交通事故で主たる生計者を亡くされたり、重度の障害を負わされた方への資金援助 | 公益財団法人<br>交通遺児育英会                       | 千代田区平河町 2-6-1<br>平河町ビル3階 | 0120-521286<br>(フリーダイヤル)  |
|  | 公益財団法人<br>交通遺児等育成基金                     | 千代田区麹町 4-5<br>海事センタービル7階 | 0120-16-3611<br>(フリーダイヤル)   |
| 各種相談機関の窓口の紹介                               | 独立行政法人自動車事故<br>対策機構ナ斯巴交通事故<br>被害者ホットライン | —————                    | 0570-000738<br>03-6853-8002   |
| 交通事故に関する相談                                 | 公益社団法人<br>被害者支援都民センター                   | 千代田区三番町 1-5<br>石油健保ビル2階  | 03-3222-9050  |
|  | 公益社団法人<br>被害者支援都民センター<br>多摩支所           | —————                    | 042-506-1042  |
| 心の悩み・相談                                    | 東京都立中部総合<br>精神保健福祉センター                  | 世田谷区上北沢 2-1-7            | 03-3302-7711  |
|  | 東京都立多摩総合<br>精神保健福祉センター                  | 多摩市中沢 2-1-3              | 042-371-5560  |
|  | 東京都立<br>精神保健福祉センター                      | 台東区下谷 1-1-3              | 03-3844-2212  |
|  | 東京いのちの電話                                | —————                    | 03-3264-4343  |
| 日常生活に関する<br>困りごと相談                         | 区市町村の総合的<br>対応窓口                        | —————                    |  |

※ 受付する曜日・時間は、相談先に確認してください。









|        |    |    |         |
|--------|----|----|---------|
| 初期支援要員 |    |    | 警察署 (隊) |
|        |    | 課  | 係 (隊)   |
|        | 階級 | 氏名 |         |
|        | ☎  |    | (内線 )   |
| 被害者連絡員 |    |    | 警察署 (隊) |
|        |    | 課  | 係 (隊)   |
|        | 階級 | 氏名 |         |
|        | ☎  |    | (内線 )   |

※記入又は名刺を貼付しておきましょう。

もう一度 あなたの笑顔を見たいから  
～相談してみませんか～

交通事故にあわれた方へ  
(交通事故被害者・ご家族用)  
令和8年3月第30版  
編集・発行 / 警視庁犯罪被害者支援室




街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

電子版はこちら



令和8年3月発行 第30版

リサイクル適性   
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。